

京都府バトン協会	規約改正
<p>第1章 総則 (現行通り)</p> <p>第2章 目的及び事業 (目的)</p> <p>第3条 この協会は、バトントワーリングの普及・振興に関する事業を行い、もって我が国のスポーツ芸術・文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p><u>2 この協会は、日本体育協会・日本オリンピック協会・日本障がい者スポーツ協会・全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」に則り、理由の如何に関わらずに、その活動に関わるあらゆる暴力行為、および各種ハラスメントを含むすべての人権侵害行為を認めず、バトントワーリングを通して健全で豊かな人格を備えた人材を育成することを目的とする。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) バトントワーリングの普及活動・創作活動の推進</p> <p>(2) バトントワーリングに関する各種競技会、コンテスト、講習会、研修会等の開催</p> <p>(3) バトントワーリングに関する技術認定事業</p> <p>(4) バトントワーリングに関する指導者、審査員等の育成</p> <p>(5) バトントワーリングに関する国際交流及び国際相互理解の推進</p> <p>(6) バトントワーリングに関する機関誌、研修資料等の刊行</p> <p>(7) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> <p>第3章 正会員及び代議員</p> <p>(正会員、代議員)</p> <p>第5条 この協会の正会員(個人・団体)は、<u>本会の目的に賛同し、一般社団法人日本バトン協会(以下、本部と称する)の定款に基づき入会したものとする。</u></p>	<p>2 協会の正会員は、本部の正会員であると同時に、所在する地の府県組織の正会員とする。</p> <p>なお、本部、支部、府県組織のうち、いずれか一つのだけの会員となることはできない。</p> <p>3 正会員の中から本部の定款に沿った人数の代議員を選出する。</p> <p>(以下、附則をまで現行通り)</p> <p>附 則</p> <p>1 この協会の最初の事業・会計年度は、この協会の設立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 (平成29年12月5日 <u>協会の目的に暴力行為根絶を追加することに伴う一部改正</u>) <u>この規則は、平成29年12月5日から施行する。</u></p>

※日本体育協会は、平成30年4月1日より日本スポーツ協会に名称変更となっています。